

# 秋田県公報

## 目 次

社政策課	2
○生活保護法による指定医療機関の事業の休止(五二二・福祉政策課)	2
○生活保護法による医療機関の指定(五二三・福祉政策課)	3
○生活保護法による指定医療機関の変更(五二四・福祉政策課)	3
○生活保護法による介護機関の指定(五二五・福祉政策課)	4
○生活保護法による施術者の指定(五二六・福祉政策課)	4
○飼料の試験の結果の公表(五二七・農畜産振興課)	4
○保安林の指定解除予定通知(五二八・森林整備課)	6
○道路区域の変更及び供用開始(五二九・道路課)	6
○道路の供用開始(五三〇・五三一・道路課)	6
○建築基準法による道路位置の指定(五三二・仙北地域振興局建設部)	7
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)二件	7
○県営土地改良事業の換地計画の決定(鹿角地域振興局農林部)	7
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(北秋田地域振興局農林部)	7
選挙委員会告示	7
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(九五)	7
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(九六)	8

## 告 示

告示

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止(五一九・福祉政策課)……………1

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(五二〇・福祉政策課)……………1

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(五二一・福祉政策課)……………1

秋田県告示第五百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
株式会社トライアド くら薬局	株式会社トライアド 代表取締役	横手市根岸町百十七番七号	平成二十年六月三十日
ひまわり薬局能代店	株式会社富士バイオメディックス 代表取締役	能代市落合字上悪土百六十一	平成二十年五月三十一日
そよ風薬局大館店	有限会社富士バイオメディックス 代表取締役	大館市軽井沢字下岱二十一三十八	平成二十年五月三十一日

秋田県告示第五百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項におい

てその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の

二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
たものき内科クリニック	田面木 友 久	大館市常盤木町二十一番八号	内科、胃腸科	平成二十年十一月二十日
秋野歯科医院	秋野 一 尚	湯沢市横堀字旭町三十七	歯科	平成二十年十一月二十日

くら薬局	株式会社 ノースファーマ 代表取締役	横手市根岸町八番一号	調剤薬局	平成二十年十一月二十五日
そよ風薬局 大館店	株式会社富士ファミリーファーマ シー代表取締役	大館市軽井沢字下岱二十一三十八	調剤薬局	平成二十年十一月二十一日
ひまわり薬局 能代店	株式会社富士ファミリーファーマ シー代表取締役	能代市落合字上恵土百六十一	調剤薬局	平成二十年十一月二十一日
ナースステーションふきのとう	有限会社介護のパートナーです 代表取締役	横手市山内土渕字中島八十六一	訪問看護	平成二十年十一月二十日

秋田県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

ふれあい歯科クリニック	医療法人 能代歯科医療会 理事長	能代市落合字上恵土百六十四番地		平成二十年十月十五日
斎藤歯科医院	斎藤 順 益	湯沢市内館町八一二		平成二十年十月二十九日
コトブキ調剤薬局	有限会社 健進 代表取締役	横手市寿町十一一三十五		平成二十年十月三十一日
昭和堂第六薬局	株式会社 昭和堂薬局 代表取締役	北秋田市松葉町九番十一号		平成二十年十一月一日
五味歯科医院	五味 武 一	由利本荘市東町八十二		平成二十年十一月六日
志田内科医院	医療法人 豊和会 理事長	男鹿市船川港金川字金川台四番地二		平成二十年十月二十二日
吉川歯科医院	吉川 圭 吾	横手市前郷一番町十三一二十八		平成二十年十月三十日

秋田県告示第五百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
-----	-----------	-------	---------	-------

秋田県告示第五百二十三号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による）の規定に基つき、告示する。

平成二十年十二月十二日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

八峰町宮齒科診療所	八峰町長	山本郡八峰町峰浜水沢字稲荷堂後百六十一	歯科	平成二十年九月二十日
-----------	------	---------------------	----	------------

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
なかの消化器内科クリニック	中野 修	鹿角市花輪字下中島八十一番二	内科、消化器科、呼吸器科、心療内科、胃腸科、循環器科	平成二十年十一月五日
ジャスコ大曲店薬局	イオンリテール株式会社 代表取締役	大仙市和合字坪立百七十七番地	調剤薬局	平成二十年十月一日
大塚薬局	大塚 利 正	能代市元町二一五	調剤薬局	平成二十年十一月五日
コトブキ調剤薬局	クオール東日本株式会社 代表取締役	横手市寿町十一―三十五	調剤薬局	平成二十年十一月一日
ファミリー薬局 鹿角店	株式会社 富士ファミリーファーマシー 代表取締役	鹿角市花輪字下中島八十一―六	調剤薬局	平成二十年十一月一日
昭和堂第六薬局	株式会社 昭和堂薬局 代表取締役	北秋田市鷹巣字北中家七十七番地	調剤薬局	平成二十年十一月一日
あかお皮ふ科	赤尾 明 俊	大仙市大曲黒瀬町六一―三十三―五	皮膚科	平成二十年十月一日
吉川歯科・矯正歯科クリニック	吉川 圭一郎	横手市安田字縄手添一	歯科、小児歯科、矯正歯科	平成二十年十月三十一日

秋田県告示第五百二十四号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による）の規定に基つき、告示する。

平成二十年十二月十二日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
本荘由利広域市町村圏組合立休日応急診療所	本荘由利広域市町村圏組合 管理者 由利本荘市長	由利本荘市堤脇四十五番地	由利本荘市堤脇三十番地	由利本荘市堤脇四十五番地	平成二十年十一月二日

秋田県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
なかの消化器内科クリニック	中野 修 社会福祉法人 中央会 理事長	鹿角市花輪字下中島八十一番二	居宅療養管理指導	平成二十年十一月五日
萬生苑 指定訪問介護事業所	社会福祉法人 中央会 理事長	由利本荘市大楯町百六十二番地一	介護予防訪問介護	平成二十年十一月一日
池田薬局 横手店	池田薬品商事株式会社 代表取締役	横手市前郷字下三枚橋七十四	居宅療養管理指導、介護 予防居宅療養管理指導	平成二十年十二月一日
浩寿苑デイサービス事業所	社会福祉法人 仁賀保中央福祉会 理事長	にかほ市前川字中ノ森二十四番地五	介護予防通所介護	平成二十年九月十七日
浩寿苑短期入所事業所	社会福祉法人 仁賀保中央福祉会 理事長	にかほ市前川字中ノ森二十四番地五	介護予防短期入所生活介護	平成十八年六月一日
かもめ介護福祉サービス	有限会社 かもめ 代表取締役	能代市落合字亀谷地一―二十九	介護予防訪問介護、介護 予防訪問入浴介護	平成二十年十一月一日
かもめデイサービス	有限会社 かもめ 代表取締役	能代市落合字亀谷地一―二十九	介護予防通所介護	平成二十年十一月一日
シヨートステイふあみりい	有限会社 ふあみりい 取締役	大仙市四ツ小屋字上古道六十六―九	短期入所生活介護、介護 予防短期入所生活介護	平成二十年十月一日

秋田県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
神 谷 辰 彦	かみや整形外科	横手市中央町六一―二十六 G o b i l e 一階	柔道整復	平成二十年十月十六日

秋田県告示第五百二十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第二項の規定により平成二十年八

月に取去した飼料の試験結果の概要を、同条第七項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要										違反の有無及び違反の内容	
					粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	揮発性窒素(%)	水溶性窒素(%)	消化率(%)	TDN(%)		ME(kcal/kg)
㈱オールソン東日本工場 宮城県石巻市	由利本荘市東由利 JA秋田しんせい 東由利生産資材セ ンター	若令牛育成用配合飼料	オールソン前 期	20年8月	(以上)	(以上)	(以下)	(以下)	(以上)	(以上)	—	—	—	—	—	無
北日本くみあい飼料 ㈱花巻工場 宮城県花巻市	由利本荘市矢島 JA秋田しんせい 東由利生産資材セ ンター	肉牛繁殖・若令牛 育成用配合飼料	くみあい配合飼料 母子兼用強いきすな	20年7月	(16.0)	(2.0)	(15.0)	(10.0)	(0.80)	(0.30)	—	—	—	—	—	無
北日本くみあい飼料 ㈱花巻工場 宮城県花巻市	由利本荘市矢島 JA秋田しんせい 矢島生産資材セ ンター	肉牛繁殖用配合飼料	くみあい配合飼料 かーちゃん05	20年7月	(16.0)	(2.0)	(15.0)	(10.0)	(0.80)	(0.30)	—	—	—	—	—	無
㈱オールソン東日本工場 宮城県石巻市	由利本荘市矢島 JA秋田しんせい 矢島生産資材セ ンター	幼令肉用牛育成用配 合飼料	オールソン 子牛育成	20年8月	(16.0)	(2.0)	(15.0)	(10.0)	(0.80)	(0.30)	—	—	—	—	—	無
㈱科学飼料研究所 群馬県高崎市	北秋田市綴子 秋田くみあい運 輸株式会社	ほ乳期子豚育成用配 合飼料	くみあい配合飼料 HP子豚はつらつ	20年7月	(16.0)	(2.0)	(15.0)	(10.0)	(0.80)	(0.30)	—	—	—	—	—	無
㈱科学飼料研究所 群馬県高崎市	北秋田市綴子 秋田くみあい運 輸株式会社	ほ乳期子豚育成用配 合飼料	くみあい配合飼料 HP子豚すこやか	20年8月	(16.0)	(2.0)	(15.0)	(10.0)	(0.80)	(0.30)	—	—	—	—	—	無

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	飼料の種類	製造(輸入)年月	試験結果の概要										違反の内容	
					粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	揮発性窒素(%)	水溶性窒素(%)	消化率(%)	TDN(%)		ME(kcal/kg)
㈱オールソン東日本工場 宮城県石巻市	由利本荘市東由利 JA秋田しんせい 東由利生産資材セ ンター	オールソン前 期	若令牛育成用配合飼料	20年8月	(以上)	(以上)	(以下)	(以下)	(以上)	(以上)	—	—	—	—	—	無
北日本くみあい飼料 ㈱花巻工場 宮城県花巻市	由利本荘市東由利 JA秋田しんせい 東由利生産資材セ ンター	くみあい配合飼料 母子兼用強いきすな	肉牛繁殖・若令牛育成用配合飼料	20年7月	(16.0)	(2.0)	(15.0)	(10.0)	(0.80)	(0.30)	—	—	—	—	—	無



道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺田 典城

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

一 供用開始の区間

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
大仙市四ツ屋字下古道百二十七番地一 鷹 齋 由 夫 大仙市四ツ屋字西下瀬六十二番地五 佐々木 昭 人	大仙市四ツ屋字下古道百二十一番の一部、百二十二番の一部、百二十一番地先水路の一部、百二十一番地先水路の一部	三十三・〇〇メートル	六・〇〇メートル	平成二十年十二月四日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年十一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 秋田マツク
- 三 代表者の氏名  
石 崎 利 巳
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市下北手柳館字前田面百十六番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、秋田市及び秋田県全域のアルコール・薬物、その他依存症者に対して指導訓練や生活リハビリテーションを行うことによつて、再び人間らしい生活を取り戻せるように支援する。加えて、関係家族に対する相談援助事業、アルコール、薬物問題に関わる社会教育及びまちづくりの推進にも取り組む。

一般国道二百八十五号

大館市猿間字大西一八四番三から葛原字前田二〇番地先まで

- 二 供用開始の期日 平成二十年十二月十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
(一) 場所 建設交通部道路課  
(二) 期間 平成二十年十二月十二日から同月二十五日まで

み、広く住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年十二月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 元気なあなたが主役のまちづくりネット
- 三 代表者の氏名  
畠 山 勇
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市下北手松崎字大巻二十六番地五十九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、秋田県民に対し、市民協働による元気で明るいまちづくり事業のなかで地域経済の活性化を図る事業並びにこれに係わる市民活動への支援事業を展開し、市民自ら進んで意識を高めながら、地域改革や地域興しに取り組み、心豊かでかつ活力ある社会づくりに貢献することを目的とする。

秋田県告示第五百三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(寺鉢川地区 県営ほ場整備事業(担い手育成型))換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十年十二月十五日から平成二十一年一月二十日まで
- 三 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、大館市南土地改良区から申請があった新たな土地改良事業(維持管理事業)の施行について、平成二十年十二月五日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年十二月十二日

秋田県知事 寺田 典城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七





様式第2号(第9条関係)

(A4判)

准看護師再教育研修修了登録証

本籍地都道府県名

氏 名

年 月 日生

保健師助産師看護師法により准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録したことを証します。

年 月 日

秋田県知事

印

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄